

保育士等の人材確保のための利用調整における指数の改正について

保育士等の人材不足の解消するため、保育所等で就労する職員の子どもが、保育所等を利用する際の利用調整において、新たに優先加点を設けることにより、保育所等での受入れ児童数の拡大を図るための必要な規則改正を行いました。

1 利用調整の方法

保育の必要性の高い子どもから優先して利用できるよう、市が調整し、利用する施設を決定します。



2 対象となる要件

津市内で認可を受けている保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）で就労（就労予定（育児休業から復帰する場合を含む。））する保育士等が、自身の子どもについて津市内の保育所等への利用を申し込む場合

3 対象となる職種

保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、栄養士、調理員及び保健師

4 取扱の開始時期

令和 4 年 4 月 1 日以降の保育所等への入所に係る利用調整

5 調整指数の内容

職 種	勤務条件	指数
保育士、保育教諭、幼稚園教諭	月 1 2 0 時間以上の就労	3 0
	月 6 0 時間以上 1 2 0 時間未満の就労	5
看護師、栄養士、調理員、保健師	月 6 0 時間以上の就労	5